

改 正 案		旧	
<p>（有機畜産物の生産の原則）                      第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養すること又はこれらの家畜若しくは家さんから生産することとする。                      （定義）                      第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>		<p>（有機畜産物の生産の原則）                      第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家さんから生産することとする。                      （定義）                      第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
有 機 畜 産 物	次条の基準に従い飼養された家畜若しくは家さん又は次条の基準に従いこれらから生産されたものをいう。	有 機 畜 産 物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。
（略）	（略）	（略）	（略）
（飼養及び生産の方法についての基準） 第4条 有機畜産物の飼養及び生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		（生産の方法についての基準） 第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
事 項	基 準	事 項	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
野外の飼育場	1 （略） 2 1の(5)の基準にかかわらず、有機飼料等及びこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)から(4)までに掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合においては、ほ場等に放牧された家畜は、当該ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年以上経過するまで飼養しなければならない。	野外の飼育場	1 （略） 2 1の(5)の基準にかかわらず、有機飼料等及びこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)から(4)までに掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合においては、ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。
家畜又は家さん	1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときからその家畜を飼養する有機畜産物の認証生産行程管理者により有機飼養されたもの又はこの規格により格付の表示が付されているものであること。 2 家さんにあつては、ふ化のときからその家さんを飼養する有機畜産物の認証生産行程管理者により有機飼養されたもの又はこの規格により格付の表示が付されているものであること。 3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家さんの飼養を開始する場合にあつては、当該家畜又は家さんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家さんを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければならない。 4 1から3までに掲げる家畜又は家さんの入手が困難な場合は、次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければならない。	飼養の対象となる家畜又は家さん	1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときから有機飼養されたものであること。 2 家さんにあつては、ふ化のときから有機飼養されたものであること。 3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家さんの飼養を開始する場合にあつては、当該家畜又は家さんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家さんを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければならない。 4 1から3までに掲げる家畜又は家さんの入手が困難な場合は、次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければならない。
	(1)～(4) （略）		(1)～(4) （略）
飼料の給与	1・2 （略） 3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあつては、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原	飼料の給与	1・2 （略） 3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあつては、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼

	<p>材料に用いることができる。この場合においては、当該飼料を給与した家畜は、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過するまで飼養しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>		<p>料の原材料に用いることができる。この場合においては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	<p>1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。</p> <p>2～6 (略)</p>	と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	<p>1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象となる家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。</p> <p>2～6 (略)</p>